

地方公共団体における 工事成績評定要領等に関する調査



防災・メンテナンス基盤研究センター 建設システム課

施工管理技術係長 高野 佳明 課長補佐 市村 靖光 交流研究員 遠藤 健司 課長 山口 達也

(キーワード) 品質確保、工事成績評定、監督・検査

1. はじめに

国土交通省では、公共工事の厳正かつ的確な成績評定を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として「請負工事成績評定要領」を定めている。各地方整備局発注の請負工事においては、この要領に基づき工事成績評定を実施しており、適宜評定要領の見直しも行っている。

また、これに準じた形で地方公共団体においても、工事成績評定要領等が定められ、請負工事への工事成績評定を実施しているところである。

一方、平成26年6月4日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正品確法という）が施行され、公共工事の施工状況の評価が発注者間で相互に有効活用されるよう、その評価の標準化のための措置を講ずる旨が位置づけられた。

このため、国総研では地方公共団体における工事成績評定要領等の策定状況を把握し、その評価方法等の分析を行ったので、その結果について報告する。

2. 調査結果の概要について

今回の調査では、全国47都道府県及び20政令指定都市における工事成績評定要領等関係資料について収集し、評価方法等について比較分析を行った。

調査の結果、工事成績評定要領については、全ての都道府県及び政令指定都市において策定されており、それに基づき工事成績評定が実施されていることがわかった。

次に、評価方法に関しては、細目別評定点採点表などから評価項目や配点などについて比較を行った。

国交省の平成22年3月改定された請負工事成績評定要領（以下「現行要領」）と同じ評価項目や配点

となった地方公共団体は、都道府県、政令指定都市ともに約60%を占めている。一方、残りの40%の地方公共団体は、評価項目のみ、配点のみが異なるケースや平成19年3月一部改定された請負工事成績評定要領（以下「旧要領」）がそのまま使われているケースもあった。さらに独自の評価項目や採点方法を設定している地方公共団体もあった。（図-1、図-2）

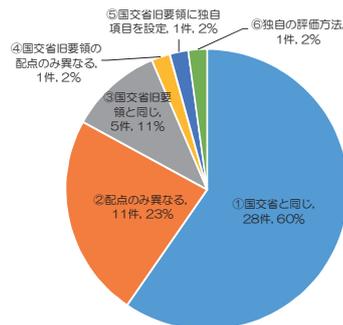


図-1 評価方法（都道府県）

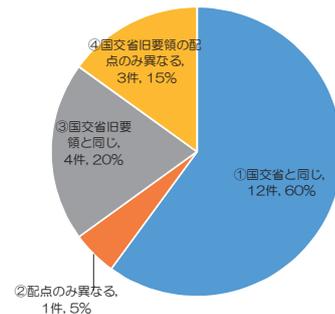


図-2 評価方法（政令指定都市）

3. 終わりに

今回の調査では、地方公共団体において、配点が多少異なるケースはあるが、半数以上が国交省現行要領や旧要領に準拠していることが判った。

今後は、改正品確法に基づき評価の標準化・発注者間での相互活用に向けた検討を行っていく予定である。